

「災害時における被災者支援活動に関する協定」を締結します

本市と群馬弁護士会は、災害発生後の被災者への無料法律相談の実施や、法律に基づく情報提供等を通じ、被災者の迅速な生活再建を目的とした「災害時における被災者支援活動に関する協定」を次のとおり締結します。

- 日時 7月22日（月） 午前10時00分～
- 場所 市役所4階 庁議室
- 協定締結先 群馬弁護士会（大手町三丁目6番6号）
会長 関 夕三郎（せき ゆうざぶろう）氏
- 主な出席者 群馬弁護士会
会長 関 夕三郎（せき ゆうざぶろう）氏
副会長 松 浦 貴 之（まつうら たかゆき）氏
弁護士 舘 山 史 明（たてやま ふみあき）氏
弁護士 大 南 至（おおみなみ いたる）氏
前橋市長 小 川 晶
- 主な協力事項 災害時における被災者支援活動

本件に関するお問い合わせ先

防災危機管理課 防災計画係

電 話 内線 / 2936

外線 / 027-898-5856